

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県開拓審議会規程の一部改正
- ◇告示 土地改良事業計画の認可
土地改良事業計画の縦覧
豚移入禁止区域の廃止
結核（家畜）検査等の実施
肥料の登録
定期外の健康診断の実施
定例県議会の招集
- ◇公告 火薬類取扱主任者試験の実施
児童福祉法第三十三条による公告

規則

鳥取県開拓審議会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年九月十七日

鳥取県規則第四十号

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県開拓審議会規程の一部を改正する規則

鳥取県開拓審議会規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び金融部会」を「金融部会及び営農部会」に、「三部会」を「四部会」に改め同条第二項中「金融部会」の下に「及び営農部会」を加える。

第六条第三号を次のように改め同条第四号を削り第五号中「及び第四号」を削り同号を第四号とし第六号を第五号とし第七号中「及び第四号」を削り同号を第六号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第八条の次に次の一条を加え、第九条を第十条とし、以下順次一条ずつ繰り下げる。

（営農部会）

第九条 営農部会は審議会が知事から次に掲げる諮問を受けた場合これについて審議し、答申する外、政令第

一条の規定による建議案を作成する。

一 開拓管農振興臨時措置法（昭和三十二年法律第五十八号）第二条第一項の振興計画の承認についての開拓管農振興臨時措置法施行令（昭和三十二年政令第二百二十九号）第三条第二項の諮問

二 開拓地における管農指導についての諮問

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、江津土地改良区の新たに行おうとする土地改良事業（かんがい排水事業）計画について、昭和三十二年九月三日認可した。

昭和三十二年九月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、東伯郡東伯町大字丸尾桑本吉太郎ほか十四人の者から大元土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業（かんがい排水及び農道）計画及び定款につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。

よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十二年九月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写
定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十二年九月十八日から同年十月七日まで

三 縦覧の場所

東伯郡東伯町役場

四 異議の申立

利害関係人において、公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百五十一号

昭和三十二年七月鳥取県告示第六十二号並びに昭和三十三年七月鳥取県告示第六十六号（豚の移入禁止区域の指定）は廃止する。

昭和三十三年九月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百五十二号

次のように結核、ブルセラ病及び肝てつ、の検査並びに駆除を実施するから家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して検査並びに駆除をうけることを命ずる。

昭和三十三年九月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的

結核、ブルセラ病並びに肝てつ、の予防のため

二 実施の区域

別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核、ブルセラ病検査

搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛、及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。

ただし、生後六箇月、分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び駆除

牛 ただし生後六箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日

別表のとおり

五 検査及び駆除の方法

結核病検査——ツベルクリン皮内注射反応
 プルセラ病検査——プルセラ急速凝集反応、試験管凝集反応
 肝て、つ、検査——皮内反応検査及び虫卵検査
 肝て、つ、駆除——ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

第一次	第二次	実施区域	実施場所	実施時刻
九月二十五日	九月二十八日	米子市(富益)	富益家畜検診所	午前九時—十一時迄
"	"	伯仙町(県)	県農協検診所	"
"	"	米子市(彦名)	彦名家畜検診所	"
"	"	"(崎津)	崎津"	午後一時—三時迄
"	"	"(巖)	巖"	午前九時—十一時迄
"	"	会見町(賀野)	賀野"	"
"	"	"(手間)	手間"	午後二時—三時迄
十月八日	十月十一日	境港市(渡)	渡"	"
"	"	"(外江)	外江"	午後二時—三時迄

"	"	西伯町(天津)	天津"	午前十時—十二時迄
"	"	米子市(五千石)	五千石"	"
"	"	境港市(余子)	余子"	午後一時—三時迄
"	"	"(上道)	上道"	午前九時—十一時迄
"	"	西伯町(法勝寺)	法勝寺"	"
"	"	米子市(尙徳)	尙徳"	"
"	"	"(夜見)	夜見"	"
"	"	西伯町(東長田)	東長田"	午後九時—十一時迄
"	"	米子市(成実)	成実"	"
"	"	"(中浜)	小篠津"	午後九時—十一時迄
"	"	伯仙町(大高)	三軒屋"	"
"	"	"	箕蚊屋普及事務所	午後九時—十一時迄
"	"	"	"	午後九時—十一時迄
"	"	米子市福本、賀茂、住吉	賀茂家畜検診所	午後九時—十一時迄
"	"	"(福生)	福生"	午後九時—十一時迄
"	"	岸本町(八郷)	眞野"	午後十時—十二時迄
"	"	米子市(和田)	和田"	午後九時—十一時迄
"	"	岸本町(幡郷)	坂長"	午後十時—十二時迄

二十三日	二十六日	米子市(大篠津)	大篠津	九時—十一時迄
"	"	岸本町(大幡)	大幡	"
二十八日	三十一日	日吉津村	日吉津	"
"	"	西伯町(大国)	大国	"
"	"	米子市(春日)	豊田	九時—十一時迄

鳥取県告示第四百五十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十三年九月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	住所	生産業者名
------	-------	------------------	----	-------

鳥取県第二六〇号 小鴨麦複合肥料

窒素全量 九・五
 水溶性りん酸 一・〇
 水溶性加里 三〇・〇
 水溶性苦土 〇・五

倉吉市中河原 小鴨農業協同組合
 五四〇の一 組合長理事
 小林 俊 治

鳥取県告示第四百五十四号

結核予防法第五条の規定に基づく定期外の健康診断を次のとおり定めこれを実施する。

昭和三十三年九月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 実施期日

昭和三十三年九月九日から昭和三十三年十月三十一日まで

二 健康診断を受けるべき者

理容師法第五条及び美容師法第五条の規定により登録されている者

二 健康診断の実施区域

倉吉市及び東伯郡一円

鳥取県告示第四百五十五号

昭和三十三年九月二十四日定例県議会を鳥取市に招集する。

昭和三十三年九月十七日

公 告

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県甲種及び乙種火薬類取扱主任者並びに丙種火薬類作業主任者資格試験を次のとおり行う。

昭和三十三年九月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 種類及び試験科目

種 類

甲種 火薬類取扱主任者
 乙種 火薬類取扱主任者
 丙種 火薬類作業主任者

試験科目

火薬類取締法令

一般火薬学

火薬類取締法令

信号焰管、信号火せん又は煙火製造工場保安管理技術一般教養課目

口答試験

口答試験

二 試験の日時及び場所

1 日時 昭和三十二年十月二十日(日曜日)
午前九時から午後四時半まで

2 場所 鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所

二 受験手続
次の書類を各二部(ただし写真は一枚)鳥取県経済部
商工課に提出すること。

1 受験願書 火薬類取締法施行規則(昭和二十五年
通商産業省令第八十八号)別表第十七
様式による。

2 履歴書 同規則別表第十八様式による。

3 写真 真 手札型 願い出前六ヶ月以内に撮影し
たもので、上半身正面撮影したもの。
(裏面に撮影年月日 氏名、年令及び
受験しようとする試験の種類を記載す
ること。)

4 戸籍抄本

四 受験手数料
七百円の鳥取県収入証紙を受験願書上部(正本一部)

にはり付け消印しないこと。
受験手数料はいかなる理由があつても返しません。
五 受験願書提出期限
昭和三十二年九月二十七日まで
六 受験票
願書を受け付けた者には受験票を交付する。

次の金品は児童福祉法第三十二条により一時保護を加え
た児童の所持していた左記金品について返還請求を有す
る者は公告の日から一年以内に申し出られたら、
児童福祉法第三十三条の二の第四項により分告する。
昭和三十二年九月十七日
鳥取県知事 遠 藤 茂

現金	現金	現金	現金	現金	現金	現金	金品名称	種	類	数 (金額)	形状	児童が金品を所持するに至つた理由
一、〇〇〇円 一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	五〇円 五〇円	一〇〇〇円 一五〇〇円 五〇〇円	一〇〇円 五〇〇円	一〇〇〇円 一〇〇〇円 一〇〇〇円	一五〇〇円 一〇〇〇円 一〇〇〇円	札	一枚 一枚	五枚	一、五〇〇円	札	昭和三十二年六月二十三日午後三時頃米子市富士見町二丁目 道路上において遺失者不明の現金を拾得所定の届出をなさず 横領したものである。
二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二二五円	四六五円	四八五円	五、八四二円	札	一枚	一枚	五枚	二、〇〇〇円	札	昭和三十一年九月二十八日午前五時より六時頃までの間米子 市西町鳥取大学医学部病室に侵入病室(氏名不祥)より某児 童が窃取したものである。
硬貨	硬貨	硬貨	硬貨	硬貨	硬貨	硬貨	硬貨	硬貨	硬貨	硬貨	硬貨	昭和三十年八月二十日午後三時三十分頃米子市皆生海水浴場 において海水浴客(氏名不祥)の衣服より某児童が窃取した ものである。
硬貨	硬貨	硬貨	硬貨	硬貨	硬貨	硬貨	硬貨	硬貨	硬貨	硬貨	硬貨	昭和三十一年九月五日米子発上り急行第七〇二列車 に氏名不詳の男から稷精米八一、六〇〇粒積込を依頼されて 積込中食糧管理法違反により没収され換価代金として送付さ れたものである。